

4. 算定項目の明確化

歯科診療報酬において、他の算定項目を準用している歯科医療技術のうち、臨床実態と算定項目の名称が必ずしも一致していない技術について、算定項目として明示する。

現 行	改定案
歯周疾患を原因としない歯根分岐部病変の歯根分割と分岐部病変の搔爬 ^{そうは} [準用項目] 【抜歯手術】 （1 歯につき） 3 臼歯 260 点	【歯根分割搔爬^{そうは}術】 （1 歯につき） 260 点
上顎洞へ陥入した歯の除去 1 抜歯窩より除去する場合 [準用項目] 【抜歯手術】 （1 歯につき） 4 難抜歯 470 点 2 犬歯窩 ^か を開さくして除去する場合 [準用項目] 【上顎洞開窓術】 2,000 点	【上顎洞陥入歯除去術】 1 抜歯窩 ^か より行う場合 470 点 2 犬歯窩 ^か 開さくによる場合 2,000 点
口腔底に迷入した下顎智歯の摘出 [準用項目] 【口腔底腫瘍摘出術】 5,230 点	【口腔底迷入下顎智歯除去術】 5,230 点